

吹情個審答申第71号
令和7年8月12日
(2025年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 明男

吹田市情報公開条例第17条に基づく諮問について（答申）

令和6年5月17日付け6健健第74号で諮問を受けました「厚生労働省が開催した『たばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修』に係る文書（研修申込に係る文書、研修で作成・取得した文書、研修後の復命に係る文書等。以下「本件文書」という。）」の公文書公開請求に対する令和6年1月4日付け5吹健健第1280号による公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長（以下「実施機関」という。）の本件決定は、●●●講師の講義資料に係る部分については、公開に改めるべきであるが、その余の部分については、結論において妥当である。

第2 審査請求の経過及び審査過程

- 1 本件審査請求は、吹田市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、請求人が行った本件文書の公文書公開請求に対して本件決定がなされたところ、この決定に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。
- 2 当審査会事務局（以下「事務局」という。）から請求人に対して令和6年5月22日付けて「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（6吹市総第5053号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から同年7月3日付けにて反論書の提出があった。一方、口頭意見陳述の申立ては希望しないとのことであった。
- 3 令和6年7月3日付けの請求人からの反論書に対して、事務局から実施機関に対して、同日付けにて「審査請求人からの反論書の提出について」の通知（6市総第5090号）

を送付したところ、実施機関から同年7月19日付けにて反論書に対する意見書の提出があった。

- 4 令和6年7月19日付けの実施機関からの意見書に対して、事務局から請求人に対して、同年7月23日付けにて「令和6年7月3日付け反論書に対する意見書の送付について」の通知（5吹市総第5103号）を送付したところ、請求人から同年8月7日付けにて反論書2の提出があった。
- 5 令和6年8月7日付けの請求人からの反論書2に対して、事務局から実施機関に対して、同年8月8日付けにて「審査請求人からの反論書2の提出について」の通知（6市総第5118号）を送付したが、期限までに実施機関から意見書の提出はなかった。
- 6 令和6年10月30日付けにて請求人から証拠書類等の追加提出があった。
- 7 実施機関は、令和7年3月13日に開かれた当審査会において、本件決定の理由と背景を説明した。

第3 請求人の主張要旨

1 請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件決定に対して審査請求すると主張した。

(1) 審査請求の趣旨

当該研修に係る講義資料の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

仮に、当該講師に関する資料を公開することにより、今後の当該講師を含めた所属団体等の事業活動に正当な利益を害するおそれがあるものと認められるとしても、おそれがあるものと認められるというだけでは、条例第7条第2号に規定する当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるものには該当しない。

当該講師はいずれも事業を営む個人には該当せず、著作権法第59条に「著作人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」と規定されていることからすると、同法第18条の規定をもって、条例第7条第2号に該当するということはできない。そもそも当該講師は当該研修で例年講師を務め、すでに多数に講義資料が提供又は提示されている。

調布市受動喫煙防止条例の内容と経緯は、調布市ウェブサイト等で広く公開されている情報である。

●●●教授のスライドは同氏のウェブサイトで公開されている。（※URL省略）

●●●教諭は、同氏の所属団体等が主催するイベントで同様の資料を用いて発表した。（※URL省略）

- 2 また、請求人は、本件審査請求に係る実施機関の弁明書に対する反論書及び反論書2

において、おおむね以下の主張を行った。なお、請求人が提示した証拠書類の写しの添付は省略する。

(1) ●●●氏は、●市立●中学校に養護教諭として勤務する公務員であり、公務員の副業は禁止されていることからすると、条例第7条第2号に規定する事業を営む個人に該当しない。

●●●氏は、本件公文書に記載されるように「善良な一般市民」であり、講師を事業として営んでいる事実はない。したがって、条例第7条第2号に規定する事業を営む個人に該当しない。

「山形で行っている喫煙防止教室」と題する講演が●●●●氏ら2名により令和4年度世界禁煙デー山形福島合同イベントでなされた（甲1，2号証）。このことからすると、「今どきの子どもたちへ効果的に伝える喫煙防止教育を考える」と題する講義資料を公にしても、NPO法人●●●●●●●●●の利益を明らかに害するとは認められない。

各スライドの冒頭にはタイトルが記載されているところ、タイトルは著作権により保護されないこと、また、本件公文書の時間表で既に公開されていることからすると、公開したとしても公表権を侵害しない。

受講者の書き込みには、本件講師の著作権は及ばない。

著作権法第18条の規定は、本件講義資料を非公開とする理由とはならない。本件講義資料は、既に受講者等の公衆に提供され、公表済みであることからすると、公開したとしても公表権を侵害しない。特定少数にのみ提供されているとはいえず、不特定かつ多数に提供されていると評価するのが相当である。

講師からみて、受講者が特定のものに該当するかどうかは、個人的な結合関係にあるかどうかで判断すべきである。本件に則していようと、受講者が申し込む際、あるいは遅くとも受講者として決定する際に、本件講師との間に個人的な結合関係にあったかどうかで判断することが相当である（平成29年（ワ）第20502号、同第25300号 音楽教室における著作物使用にかかる請求権不存在確認事件（※URL省略）参照）。

本件研修は、国立保健医療科学院が企画・実施するもので、対象者は「地方公共団体において公衆衛生業務に携わっている者」とされていることからすると、日本全国1700を超える自治体の職員およそ数千人～1万人程度、あるいは「（予定、可能性がある者を含む）」とされることから、それを上回る数の者が対象とされていて、受講

資格についても特定の国家資格の保有を条件とすることもないことから、その範囲は明確に限定されているとはい難い。よって、本件講師とこれら対象職員との間に個人的な結合関係があったとは到底いえない。そして、受講者の決定は国立保健医療科学院が行い、本件講師が関与するものではないことからすると、グループワークを行う必要性から各年度の受講者の定員が20名であることをもってしても、本件講師からみて、受講者は不特定の者に当たるというべきである。

本件講義資料は、受講者に対してのみならず、受講者の派遣元の同僚や上司・部下にも提供されていると解されるのが相当である。このことは、本件研修が個人を対象としたものでなく、「地方公共団体において公衆衛生業務に携わっている者」を対象としていることから明らかである。受講者が受講後に研修内容を復命・報告するに当たり、講義資料を組織的に共有し、供覧することは当然予定されている。実際、本件公文書のうち、研修報告の「R2年度『たばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修』4日目」と題する文書には、講義資料のタイトルの下に「※講義内容のほとんどがスライドに記載されているため、ここでは省略。」と記載され、スライド（講義資料）を参照するよう指示がある。本件講師からみて、これらの供覧者が不特定の者に当たるのはいうまでもない。

本件講師は、令和2年度の他にも令和元年度を含む複数年度に渡り、講師を務めている（甲4号証）。その際、同じ講義資料を受講者に提供している。なお、令和元年度の受講者数は19名である（甲5号証）。令和2年度の受講者数14名と合わせると33名である。そして、各年度において、前述のとおり、受講者それぞれの同僚や上司・部下にも提供されている。例えば、吹田市においては、受講者の他に、参加申込の決裁に関与した●●室長、参事、主幹、●●係員の4名に提供されているといえる。また、令和2年度、大阪市においては、受講者のほかに、●担当課長と●●担当係長の2名に提供されているといえる（甲6号証）。他団体においても、同様に受講者の他、複数名に提供されていると推認できる。したがって、本件講義資料は多数の者に提供されている。

以上のとおりであるから、本件講義資料は既に公衆に提供されている。

(2) 実施機関は意見書第2段落で「本市としては、当該講義資料がこれまでに、どの程度提供されているのかは把握できないため、まずは『まだ公表されていない著作物』として扱うことが適当と考えました。」とあるが、「どの程度提供されているのか把握できない」のであれば、「まずは」国立保健医療科学院なり、本件講師にどのような特定少数にのみ提示又は提供しているかを具体的に確認すべきであるから、それをせず非公開とした判断は不当である。確認事項としては、令和2年度の他に、本件講義資料が使用された年度やその時の受講生数、また提供の態様等が考えられる。

実施機関は、意見書第3段落で著作権法第18条第3項第3号を引用しているところ、「その著作物でまだ公表されていないもの」の「まだ公表されていない」とは、開示する旨の決定の時の状況と解するべきであり、「地方公共団体・・・に提供した」時の状況と解するべきではない。

国立保健医療科学院は、毎年、前年度に研修を終えた修了者らにフォローアップ調

査を実施しており、令和2年度の調査は、令和元年度のたばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修の修了者らが対象とされた。その調査結果（甲7号証）の12頁には「修了者へ研修受講後、本研修はどのような形でいかされていますか？」という設問があり、様々活用されていることが分かる。また、用いられた調査票（甲8号証）に、「Q7本研修を受講後、ご自身の職場におきまして、伝達講習会を実施しましたか。」「Q7-2伝達講習会では、本研修で配布された講義資料をどのような形で活用しましたか。」との設問（甲8号証5頁）があることや、「質問4研修受講時に配布された講義等の資料は有用でしたか？また利用いただけましたか？」との設問に選択肢として「4. 資料を利用した 具体的に、○○の資料を地域での研修に使用した、など記述して下さい」が用意されている（甲8号証6頁）ことから分かることおり、本件講義資料が受講者の所属組織等において活用されることを想定、更には推奨している。実際、豊中市においては、資料を抜粋貼り付けして使用した旨を回答している。よって、本件講義資料は、受講生以外の者にも提供されている。

請求人は、令和6年7月3日付け反論書において、甲5号証を示し、「令和元年度の受講者数は19名である。」と述べたが、19名を32名に訂正する。続く「令和2年度の受講者数14名と合わせると33名である。」についても、33名を46名に訂正する。これだけでもすでに多数に提供されていると言つて差し支えない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件審査請求に係る弁明書及び反論書に対する意見書において、おおむね以下の理由により本件決定は妥当であると主張した。

(1) 公文書公開請求に係る公文書については、本市職員が参加した研修において提供を受けた資料となり、職務の遂行に係る情報に当たるが、当該講義資料のうち、公務員等に該当しない講師が作成した資料が含まれるため、研修主催者である国立保健医療科学院を通して著作者の講師へ公開の可否について確認を行った。

当該講師より、著作権法第18条の規定により、非公開とされたい旨の申出があつたため、公開することにより今後の当該講師の事業活動に正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に該当し、非公開とすることが妥当と判断したものである。

また、本件審査請求に伴い、再度、研修主催者である国立保健医療科学院を通して著作者の講師へ、当該講義資料のウェブサイト等での公開状況及び当該講義資料の公開の可否について確認を行った。その回答は、当該講師の資料についてウェブサイト等で公開はしていないこと、●●●講師以外は、著作権法第18条の規定により、非公開とされたい旨の回答がありました。

以上のことから、本件の公文書公開を部分公開とした決定は妥当であると考える。

なお、令和6年4月24日現在、●●●講師については、ウェブサイト等で公開はしていないが、当該講義資料の公開を許可する旨の回答があったことから、実施機関として公開可能となるものである。

(2) 請求人は、反論書において「著作権法第18条の規定は、本件講義資料を非公開と

する理由とはならない。本件講義資料は、既に受講者等の公衆に提供され、公表済みであることからすると、公開したとしても公表権を侵害しない。特定少数にのみ提供されているとはいはず、不特定かつ多数に提供されていると評価するのが相当である。」と主張している。

しかし、本市としては、当該講義資料がこれまでに、どの程度提供されているのかは把握できないため、まずは「まだ公表されていない著作物」として扱うことが適当と考えた。

著作権法第18条第3項第3号において「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体・・・に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）」は、著作権者が「情報公開条例の規定により当該地方公共団体の機関・・・が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」に同意したものと見なされる。

しかし、「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。」となっていることから、今回の公文書公開請求において、研修主催者である国立保健医療科学院を通して著作者の講師へ公開の可否について確認し、講師より非公開とされた旨の申出があったことからすると、開示に同意したものと見なされないため、非公開とすることが妥当と判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件文書について

(1) 本件文書については、実施機関は次のとおり、文書を特定している。

ア 起案 2吹健健第1036号

イ 令和2年度「たばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修」に係る講義資料

ウ 令和2年度「たばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修」に係る研修報告

(2) 当審査会において、本件文書を見分したところ、国立保健医療科学院が主催する当該研修への参加申込を伺う起案、当該研修に係る全ての講師の講義資料及び当該研修に参加した本市職員の研修報告であることが確認できた。

また、実施機関は、次の情報について非公開としていることが認められた。

ア 参加職員の年齢、性別及び経歴（現職在籍年数、資格・免許及び職歴）

イ 当該研修に係る講義資料のうち、●●●氏の講義資料、●●●●氏の講義資料、
●●●●氏の講義資料

(3) 請求人は、本件審査請求の趣旨において、当該研修に係る講義資料の公開を求める旨、主張している。また、参加職員の年齢、性別及び経歴（現職在籍年数、資格・免許及び職歴）については、何も言及しておらず、公開を求めていない。よって、本件では、参加職員の年齢、性別及び経歴については争点に含めないこととする。

(4) 実施機関が本件審査請求に伴い、再度、研修主催者を通して講義資料を非公開とした3名の講師に対して当該講義資料のウェブサイト等での公開状況及び公開の可否に

について確認を行ったところ、●●●講師については、当該講義資料の公開を許可する旨の回答があったことから公開可能となったとのことであった。このことから、●●講師の講義資料は公開すべきものであるため、以後の検討は行わないものとする。

よって、実施機関が非公開とした当該研修に係る講義資料のうち、●●●●氏及び●●●●氏の講義資料の公開可否について検討する。

- (5) 実施機関は、当該講義資料について、当該講師より、著作権法第18条の規定による非公開の旨の申出を受け、公開することにより今後の当該講師の事業活動に正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に該当し、非公開とすることが妥当と判断している。

以降で非公開事由該当性について検討することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるものについては、非公開とすることができます旨を規定している。

また、同号ただし書において、「ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報」を除くと規定している。

- (2) 実施機関によると、当該講義資料には、公務員等に該当しない講師が作成した資料が含まれるため、研修主催者を通して当該講師に公開の可否について確認を行ったところ、著作権法第18条の規定により、非公開とされたい旨の申出があり、公開することで今後の当該講師の事業活動に正当な利益を害するおそれがあると認め、条例第7条第2号に該当すると判断したことであった。

また、当審査会から実施機関に対して、条例第7条第2号に該当する根拠を確認したところ、実施機関は次のような事項を根拠としている。

ア 当該講義資料は、当該講師の事業活動の道具である。

イ 当該講義資料は、法人その他の団体に関する情報であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報でもある。

ウ 当該講師が事業を営む個人に当たると判断した根拠は、当該研修以外でも活動範囲があること。

エ 当該講義資料を公開することにより、当該講師の独自性が損なわれ、事業活動に不利益を与えると認められる。

オ ●●氏は、公務員であるが団体の理事として講師を引き受けていることから、事業を営む個人に該当する。

カ 公開することで今後の当該講師の事業活動に正当な利益を害するおそれがあると判断した理由としては、著作者人格権としての公表権よりも、当該講師の講義資料の内容や存在自体が広く知られることで、事業活動に具体的な支障が生ずるおそれ

があることのほうが大きい。

(3) 請求人は、条例第7条第2号について、次のような事項を根拠として該当しないと主張している。

ア ●●氏は中学校教諭として勤務する公務員であり、公務員の副業は禁止されていることから、事業を営む個人に該当しない。

イ ●●●氏は、善良な一般市民であり、講師を事業として営んでいる事実はないため、事業を営む個人に該当しない。

ウ 「山形で行っている喫煙防止教室」と題する講演が●●●●氏ら2名により令和4年度世界禁煙デー山形福島合同イベントでなされた。このことから、当該講義資料を公にしても、NPO法人●●●●●●●●●の利益を明らかに害するとは認められない。

エ 調布市受動喫煙防止条例の内容は、調布市のHPで公開されている情報である。

(4) 当審査会では、条例第7条第2号について、次のように検討した。

ア 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報か

実施機関の説明によると、当該講師はいずれも、たばこ対策を広めることを事業としている団体に所属している。その団体としての事業の一環として、当該研修に講師として登壇し、その際に使用されたものが当該講義資料であるとのことであった。

当審査会において当該講義資料を見分したところ、研修カリキュラムに講師名のほか、所属団体が書かれていることから、団体に所属している立場で講師として登壇していることは明らかである。また、当該講師それぞれが活動・研究し、経験等に基づく視点で独自の整理がなされた資料であると見受けられた。

このことから当該講師は団体にも所属しつつ、個人としても同様の事業を営んでいることが思料できる。

また、実施機関から追加提出のあった各年度の研修カリキュラムに関する資料を見分すると、複数年にわたり、当該研修に講師として登壇していることが見受けられることから、事業として実施されていることを裏付けるものと考えられる。

なお、請求人より、●●氏は中学校教諭として勤務する公務員であり、公務員の副業は禁止されていることから、事業を営む個人に該当しない旨の主張があるが、●●市立小中学校処務規程第14条に兼職及びその他の事業等の従事に関する規定があり、必要な手続きが定められていることから一律に禁止されているとは言えない。

よって、法人その他の団体の当該事業に関する情報であると思料され、事業を営む個人の当該事業に関する情報とも思料される。

イ 公開することにより、法人等の事業活動に明らかに不利益を与えるものと認められるものであるか

当該講義資料がこれまでにどの程度、講演や研修等で活用され、参加者に対して公開されているのか、という点は考慮すべきである。

この点について、当審査会では次のような調査・検討を行った。

(ア) 当該講義資料が何人程度に提供されているのか

実施機関から追加提出のあった各年度の研修受講者数に関する資料を見分すると、令和元年度から令和6年度までの受講者数が、合計119名であることがわかった。

(イ) 講義資料の使用制限について

実施機関の説明によると、研修受講者の所属官署内で実施される伝達講習会において必要な範囲に限った複製について講師の了解が得られている。研修受講にあたり、受講者以外が講義資料を複写・複製しない旨の誓約書を提出している。請求人が反論書2において示すように、講義資料は「地域での研修に使用」等の活用が想定されているとのことであった。

このようなことから、人数としては一定の数に公開されていることがわかる。

また、講義資料の公開経路を整理すると、講師から受講者への公開と受講者から所属官署内、受講者から地域での研修等への活用となっており、講師以外に活用する者は受講者に限られていることがわかる。

請求人は反論書1において、当該講師が複数年度にわたり講師を務め、その際に同じ当該講義資料を受講者に提供していると主張している。当該講師が当該講義資料を用いて、複数年度にわたり繰り返し研修を実施しているということは、当該講義資料の情報を用いることで研修ができる事を示している。それが公開されると当該講師の唯一無二性がなくなる恐れがあり、法人等の事業活動に明らかに不利益を与えるものと考えられる。

当該講義資料が公開されることより、講演や研修等の参加者の減少、研修等の主催者から団体に対する講師派遣の依頼がなくなるおそれがあると思料される。

当該講義資料は、「吹田市情報公開条例 趣旨と解釈」（以下、「趣旨と解釈」という）の趣旨と解釈にある「明らかに不利益を与えると認められる」情報と考えられるもののうち、（1）技術ノウハウその他技術上の秘密に係る情報、（2）営業活動上の秘密に関する情報、（3）信用力に関する情報 に該当すると考えられることから、条例第7条第2号に該当すると判断した実施機関の判断は妥当である。

(5) 実施機関は、条例第7条第2号該当性の根拠として、当該講義資料が著作権法第18条に該当し、当該講師から非公開としたい旨の申出があったことをあげている。

次に、著作権法第18条該当性について検討する。

3 著作権法第18条該当性について

著作権法第18条は、著作者人格権における公表権である。著作者がその著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有することを規定している。

一方で、著作権法第18条第3項第3号により、著作者は「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体…に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）、情報公開条例…の規定により当該地方公共団体の機関…が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」について同意したものとみなされる。

この点、本件の場合、著作者である当該講師は、本件公開決定に先立ち、非公開としたい旨を表明しており、これは同号かっこ書きの「別段の意思表示」をした場合に該当すると解されるので、公開に同意したとみなすことはできず、同号は適用されない。

しかし、著作者が非公開の意思を表示しても、事実上、すでに公表されている状況に等しいような場合、非公開とはせず、公開を行うという判断もあり得る。

また、そもそも、当該講義資料は著作物と言えるのかという点も検討する必要がある。そこで、当審査会では次のように検討した。

ア 当該講義資料は公衆に提供され公表済みであるか

著作権法における「公衆」とは、著作権法第2条第5項で、「この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。」とされている。つまり、「不特定の者」のほか「特定かつ多数の者」も含まれる。（文化庁著作権課発行 著作権テキスト - 令和6年度版 - より引用）

実施機関から追加提出のあった各年度の研修カリキュラムに関する資料を見分すると、当該研修の対象者は、地方公共団体にて公衆衛生業務に携わっている者、特に企画・調整や指導的な立場として、健康教育やたばこ対策に関連する部署に所属している者。予定、可能性がある者を含む、となっている。定員は20名である。

実施機関の説明及び請求人が反論書2において示すように、当該講義資料は、研修で受講者に対して公表されており、その他の方法は、受講者の所属官署内、受講者から地域での研修等への活用となっており、受講者の属する自治体を超えることは想定されていない。

以上のことから、当該講義資料は、特定かつ少数の者に提供され公表されており、公衆に提供され公表済みであるとは言えない。

イ 当該講義資料は著作物か

著作物とは、著作権法第2条第1項第1号で、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいうと定義されている。

当審査会において当該講義資料を見分したところ、当該講師が活動・研究し、経験等に基づく視点で独自の整理がなされた資料であると見受けられたことから、当該講義資料は著作物と言える。

以上のことから、当該講義資料は著作権法第18条に該当すると判断した実施機

関の判断は妥当である。

しかし、前記2のとおり、当該講義資料は、著作権法第18条該当性の有無に関わらず、条例第7条第2号に該当することから、実施機関の主張する条例第7条第2号該当性の根拠としては妥当ではない。

一方で、条例第7条第5号において、法令等の規定による情報について定めていであることから、当該講義資料の条例第7条第5号該当性について検討する。

4 条例第7条第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号は、法令と条例との関係から非公開情報を定めたものである。

「趣旨と解釈」によると、公開することができないとされている情報とは、法令等の趣旨から見て公開することができないと明らかに判断される情報をいい、次のように分類できる。

- ア 明文規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報
- イ 明文規定により、他の目的に使用することが禁止されている情報
- ウ 明文規定により、具体的に守秘義務が課せられている情報
- エ 明文規定はないが、法令や条例の趣旨、目的からみて、明らかに公開することができないと認められる情報

当該講義資料は、著作権法第18条に該当し、公衆に提供され公表済みではない著作物であることから、「趣旨と解釈」の ア 明文規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報と言える。

5 著作権法第18条と条例第7条第2号及び第5号の関係について

(1) 実施機関は、当該講義資料の条例第7条第5号該当性について主張しておらず、著作権法第18条該当性については、当該講義資料の条例第7条第2号該当性の根拠として判断している。

当審査会は、当該講義資料については、法人その他の団体の当該事業に関する情報であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報でもあると思料し、公開することにより、法人等の事業活動に明らかに不利益を与えるものと認められるものとして、条例第7条第2号に該当するものと判断した。しかし、その判断において、当該講義資料の著作権法第18条該当性は関連性がない。

よって、実施機関が当該講義資料の著作権法第18条該当性を条例第7条第2号該当性の根拠とするのは妥当ではない。

(2) ●●●●氏と●●●●氏の当該講義資料については実施機関の判断した条例第7条第2号に加えて、著作権法第18条に該当し、条例第7条第5号に該当するものと認められる。

6 当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第1において示したとおりの結論に達した。